

○ 金融機関との情報連携に係る適切な対応の徹底について（通達）

〔令和 8 年 7 月 15 日付け組対乙達第 58 号ほか〕
石川県警察本部長から関係所属長宛て

この通達は、金融機関がモニタリングにより詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引を検知した場合に、警察へ必要な情報を迅速に提供する連携に関して、情報連携の趣旨と重要性を理解した上で適切な対応を徹底することを定めたもので、主な規定項目の概要は、次のとおりである。

- 適切な対応等
 - ・ 特殊詐欺被害者の特性への理解
 - ・ 特性を踏まえた対応
 - ・ 情報提供を端緒とした捜査の推進
 - ・ 個人情報の適切な取扱いの徹底
- 生活安全部門との連携